

## 『日本天文史料』未収録の日食と記録

### 一六国史終了以降一六〇〇年以前一

細井 浩志  
峰崎 綾一

#### 一はじめに

筆者らは先だって「六国史未収録の日食と国史」（以下前稿<sup>(1)</sup>）により、六国史時代の日食で、六国史に掲載されていないものについて検討を行った。すなわち峰崎が古天文学の手法で都に発生した日食を算出し、細井が文献史料で検討した。その結果日食記事の残り方と六国史原史料の在り方との間に著しい対応関係が見いだされた。<sup>(2)</sup>

本稿はその続編で、六国史が終了した仁和三年（八八七）九月から一六〇〇年までを対象とした。歴史時代の日食に関する文献史料は神田茂編『日本天文史料』第一編・日食に蒐集されており、その日食の食分については実現したか否かも含めて内田正男氏、渡辺敏夫氏が天文学的な立場から復元を行っている。本稿はこの『天文史料』未収録で、かつ都の所在地で発生した日食を検出し、その食分と時刻を算出した。そして残存する文献史料にあたり、日食予報が出ていたかどうかを検証したものである。基本的には京都での日食

状況であるが、鎌倉幕府存続期間については鎌倉での、南北朝時代は南朝行宮所在地での状況も対象とした。前稿と同様日食の検出と計算は峰崎が、史料との比較検討は細井が担当した。

こうした復元計算はすでに一三〇九年以降については、鈴木敬信氏が行っている<sup>(4)</sup>。鈴木氏はこれにより史料研究が可能である事も示唆しているが、残念ながらこの成果は今まで活用されなかつた。また鈴木氏も日食時と食分の概略（午前午後、大中小など）を挙げるに止まっている。そこで本稿ではあらためて一三〇九年から一六〇〇年の間に關しても、検討をする事にしたい。

本稿の日食の想定観測地点は次の通りである。南朝行宮所在地の経緯度は大まかなものであるが、計算結果にはほとんど差がない。なお1～93は前稿で検討した。

番号 都 東經 北緯

94	～145	京都	一三五・七五度	三四・九八度
119～130		鎌倉	一三九・五七度	三五・三二度
132、136		吉野	一三五・八七度	三四・三七度
133		賀名生	一三五・七五度	三四・二八度
134、135		河内金剛寺	一三五・五三度	三四・四三度

また時刻はすべて地方平均時、西暦は145のみがグレゴリオ暦で、94～144はユリウス暦である。次は表中の凡例記号の意味である。

× 一国史・日記等の日次記に当該日の条文が見当らないも

の。

○ 一條文があり、日食予報がなかつたと見られるもの。

◎ 一当該日の日食記録の存在が『日本天文史料』以後指摘されたもの。

△ 一当該日の条文はあるが日食予報の有無が読み取りにくいもの。

\* 一宣明曆の推算では日食が起らぬるもの<sup>(6)</sup>（～140）。

天文計算は斎藤国治氏の方法<sup>(7)</sup>を参考とした。数字の精度は、時間

については時刻（「食始」等欄の数字下二桁を除いた部分）までは

ほぼ正確に計算できる。分（下二桁）については正確にはできない

が、仮に算出している。つまり±〇・一時間以内の誤差がありうる

のである。特に日の出・日の入時の日食（日帶食）は、地形等の関

係もあり計算が難しい。食分は一〇%以内の誤差がありうる。つまり食分〇・一という計算結果なら、日食が起らなかつた場合があ

りうる。逆にわずかの差で月が太陽をかすめなかつたという計算結

果なら、小さい日食が起つた可能性もあるが、該当するような日食はない。なお和暦「月」欄の93は閏三月を意味する。

日食観測については食分〇・八くらいになると快晴でも空の色が変わり、誰でも異変に気づくようになる。また大きな日食は予報が出る確率も高いので、仮に曇天であつても具注暦ひいては貴族の日記に記録される可能性が高い。この程度の日食で×なのは、多くは

記録の残存の問題である。食分〇・五以上も日食と分かつていれば

肉眼でも容易に認識できる。しかし〇・七五以下の場合は日食と分かつて観察しないと食は認識しにくい。また〇・五未満の場合は日帶食以外は予報があつても判別が難しくなつてくる。もちろん曇天の場合は発見は困難である。従つて一般的に言つて、予報外の日食が発見されて記録に残る可能性は低いのである。ただし日帶食（太陽が欠けながら出没する場合）は、〇・五以下（場合によつては一二分の二＝〇・一七）の小さな日食でも観察しうる。もつとも地形や気象条件に左右される点は考慮しなければならない。

## 二 『天文史料』未収録の日食と文献史料の対応

### 1 平安時代中後期（仁和三年「八八七」九月以降）

この時期は律令国家以来の日食規定が、基本的にはまだ有効である。養老儀制令7大陽虧条（日本思想大系『律令』）に、

凡大陽虧。有司預奏。皇帝不視事。百官各守本司。不理務。過時乃罷。⋮

とある様に日食予報が出されると、朝廷は廢務となる。また次の三史料によれば、一〇世紀の日食予報は以下の形で発せられた事に<sup>(8)</sup>なる。

延喜太政官式日蝕條（新訂増補国史大系、以下国史大系と略称）  
凡大陽虧者、陰陽寮預申中務省。省錄申官。即少納言奏聞訖。

官告知諸司。

延喜陰陽寮式日蝕條

日 食 表(94~118)

凡例	番	年号	年	月	日	干支	西暦	月	日	食始	食甚	食分	食終	備 考
△	94	天暦	2	6	1	戊寅	948	7	9	1825				日没1913, 日没時食分0.88 ／『紀略』等に当日記事あり
×	95	天暦	4	11	1	甲子	950	12	12	728	833	0.72	946	／『紀略』は当該箇所欠失
×	96	天暦	6	4	1	丙戌	952	4	27	529	629	0.9	738	／『紀略』は当該箇所欠失
×	97	天延	2	2	1	庚辰	974	2	25	736	830	0.26	933	
○	98	寛和	1	12	1	庚子	986	1	13	1402	1508	0.42	1607	／『紀略』等に当日記事あり
○	99	永祚	1	4	1	辛亥	989	5	8	810	839	0.1	912	／『紀略』に当日記事あり
×	100	正暦	3	2	1	乙丑	992	3	7	1748				日没1806, 日没時食分0.26
○	101	長保	1	9	1	庚辰	999	10	12	1404	1527	0.54	1642	／『權記』に当日記事あり
○	102	長保	5	7	1	己丑	1003	8	1				540	日出510, 日出時食分0.48 ／『權記』に当日記事あり
○	103	寛弘	4	5	1	丙申	1007	5	19	1742	1818	0.23	1851	／『御堂』等に当日記事あり
×	104	永承	2	3	1	乙亥	1047	3	29	1702	1746	0.22		日没1823, 日没時食分0.05
×	105	天喜	2	4	1	甲午	1054	5	10	1650	1750	0.61	1843	
×	106	天喜	4	8	1	庚戌	1056	9	12	1639	1727	0.39		日没1803, 日没時食分0.11
△	107	康平	1	8	1	己亥	1058	8	22	649	752	0.43	903	／『扶桑略記』に当日記事あり
×	108	治暦	2	9	1	壬子	1066	9	22	1358	1519	0.84	1630	
◎	109	永保	3	9	1	癸卯	1083	10	14	744	829	0.27	919	／『注定付之事』に日食記事あり
○*	110	寛治	2	7	1	乙巳	1088	7	21				506	日出503, 日出時食分0.04 ／『後二条』に当日記事あり
×	111	承徳	1	6	1	癸未	1097	7	12				517	日出456, 日出時食分0.40
×	112	保安	4	8	1	辛巳	1123	8	23	544	638	0.52	741	
○	113	長承	3	1	1	辛亥	1134	1	27	1303	1408	0.19	1505	／『中右記』に当日記事あり
×	114	長寛	1	6	1	庚申	1163	7	3	1748	1844	0.47		日没1915, 日没時食分0.25
×	115	長寛	2	6	1	甲寅	1164	6	21	1916				日没1916
○*	116	仁安	3	3	1	癸亥	1168	4	10		539	0.11	603	日出526, 日出時食分0.08 ／『兵範記』に当日記事あり
◎	117	嘉応	1	8	1	甲申	1169	8	24	1135	1246	0.62	1353	／『兵範記』断簡に日食記事あり
×	118	承安	3	5	1	壬辰	1173	6	12	1340	1518	0.91	1639	

凡大陽虧者、暦博士預正月一日申送寮。寮前蝕八日以前申送於省。

『西宮記』（新訂増補故実叢書）一二・日蝕（□内は細字）

日蝕「有司預奏。陰陽寮作奏状進、中務省申官。々申結政、次渡外記、々々令内堅申親王。令召使申公卿、兼以奏付少納言。々々々付内侍所進奏文。廢務、月蝕及夜蝕無廢務…」

まず暦博士が元日に一年の日食予報を陰陽寮に送る。陰陽寮は特

定の日食の八日以上前に、日食奏の奏文を作成して中務省に進める。中務省が太政官に進めると、結政にかけられる。次に外記に渡され、外記が内堅をして親王に申す。また召使によって公卿に申す。そして外記から上首である少納言に奏文が渡され、少納言は内侍を通じて天皇に奏上する。『北山抄』（増訂故実叢書）四・廢朝事によると、このあと弁官から諸司に廢務の事が告知される。『醍醐天皇日記』

（『三代御記逸文集成』）寛平九年（八九七）九月一日条でも、太政官（少納言局であろう）から天皇のところに日食奏がもたらされており、こうした規定は『小野宮年中行事』所引の弘仁太政官式（『弘仁式貞觀式逸文集成』）まで遡る。ただし『令集解』（国史大系）儀制令諸説は一致して、日食奏は中務省・太政官を経由しない陰陽寮直奏（吉川真司氏のいう諸司奏事に当たる）としている。従つて当該個所の集解諸説が成立して以後現在の『弘仁式』が頒行された承和七年（八四〇）以前、すなわち『令義解』成立の天長末年から承和初年を大体の境に奏上ルートが変化した可能性がある。とすると

日食廢務手続きは天皇からあらためて布告される方式より、暦博士の予報で自動的に成立する仕組みへと形を変えた事になるが、その歴史的意義は別途考える事としたい。なおのちには陰陽寮解により中務省が太政官に解を進め、太政官が奏文を作り奏上するようになると<sup>(9)</sup>。また時代が下るにつれて日食廢務の場合も、当日の朝廷がまったく機能停止するわけではなくなるが、これについては後述したい。

六国史では宮都所在地では実現しなかった日食が、記事として大量に検出される。これは日食予報が記録され、一部の例外を除いて不食の場合でも日食記事が削除されなかつたためだと考えられている。これは私撰国史の中でも官撰国史に准ずる性格をもつ『日本紀略』『本朝世紀』（ともに国史大系）、それに貴族の日記に共通する性格である。

さて当該期は六国史終了後で、網羅的な編年体史料はこの両私撰国史である。ただし最も網羅的な『紀略』は長元九年（一〇三六）五月までであり、『世紀』は仁平三年（一一五三）閏一二月までだが欠失部分が多い。以下その他の国史・古記録も含めて、管見の範囲内で対応史料を見ていこう。<sup>(10)</sup>なお以下の検討に際して、東京大学史料編纂所データベースを使い、日食当日の朝廷行事などを調べている。

△9-4 『紀略』天暦二年（九四八）六月一日条

六月一日戊寅、強盜入勸学院。

『貞信公記抄』（大日本古記録、以下古記録）同日条

一日、群盜入勸学院。

これは日没時に○・八八とかなり大きい食分を示しているが、日食記事はない。考えられるのは、第一に『紀略』『貞信公記』現行本の誤脱の場合、第二に暦道は夜日食になると推測して予報をしなかつた場合である。第二の場合でも日食が発見された可能性はあるが、曇天で気づかれた事もありうる。なお宣明暦法でもこの日食は一五分の八（○・五三）強で実現する事になっていた。

95・96に該当する部分の『紀略』現行本は欠失している。

○98『紀略』寛和元年（九八五）一二月一日条（以下本文西暦は年末年始で実際と不一致の場合あり）

十二月一日、庚子。女叙位。

『小記目録』（古記録）御馬御覽事・同日条

同年十二月一日、御覽交易御馬事。

この日は女叙位・御馬御覽が行われている。予報がなかつたのであろう。実際の食分は○・四二だが、宣明暦法では一五分の四（○・二七）程度の比較的少分の日食である。

○99『紀略』永祚元年（九八九）四月一日条

四月一日辛亥。<sup>（季節表記）</sup>同。今日平座。見参。

平座とあるので、予報はなかつたのであろう。宣明暦法では一分の八（○・五三）である。暦道が計算を修正して不食、あるいは少分の日食と見なしたのであろう。実際食分○・一の少分の日食で

ある。

○101『權記』（史料纂集、以下纂集）長保元年（九九九）九月一日条

一日、讀詩了。左大臣出給。予退出。休息之間日已高、參内、不著結政。仍不申不堪文云々。

恐らく日食廢務は行つてない。ただし○・五四という食分で、宣明暦法でも一五分の一四（○・九三）強と食分がかなり大きかった。日帶食でない○・五をこえる日食の予報が出ていないのは異例に属する。実はこの前後の『權記』長徳四年（九九八）九月二九日条、長保二年（一〇〇〇）三月一日条によれば、中務省の懈怠により日食予報が届かない事態が起つていて、これもその一例だったのかも知れない。

○102『權記』長保五年（一〇〇三）七月一日条

一日、己丑、參衛、參法興院。左府（欠字）直子女王家申爵宣旨已下、可申名簿者、仍令頭中將申政職朝臣、帰宅。

今日結政、可在官、而在外記、近代例如此云々、共著人左中弁・権弁・左少弁・右少弁。

日帶食で○・四八、宣明暦法でも食分一五分の九（○・六）強であるが、夜日食として予報は出でていなかつたのだろう。

○103『御堂闕白記』（古記録）寛弘四年（一〇〇七）五月一日条

一日、丙申、講書已時。

『權記』同日条

一日、丙申、參皇太后宮、為啓慶由。參内。詣左府。

この日食は〇・二三と比較的少分であり、また時刻もかなり遅いので、曆道は予報しなかったのだろう。なお宣明曆法では一五分の八(〇・五三)強なので小さくはない。

△107『扶桑略記』(国史大系)康平元年(一〇五八)八月一日条  
八月一日。遣左大史小楢宿祢孝信於法琳寺。檢知地陷事。

当日の廢務の有無は分からない。食分は〇・四三、宣明曆法では一五分の〇(一分の $\frac{163}{506}$ )と少分である。

○109『宣明曆注定付之事』(11)蝕符合賞事 永保三年(一〇八三)

九月一日

永保三年九月一日、符合。道言於殿上口賜祿白大褂。殿下御衣也。

食分は〇・二七、宣明曆法では一五分の一(〇・八)強。この日食は予報が出ていた。

○110『後二条師通記』(古記録)寛治二年(一〇八八)七月一日条

日食

一日乙巳「厭、重」金峯詣之間、内々有沙汰云々。

非常に簡略な条文で、日食記事が書写の過程で脱落した可能性も否定できないが、明け方の少分(〇・〇四)の日食なので、予報が出ていなかつた可能性が高い。宣明曆法では、この日に日食は起らいない。

○113『中右記』(陽明叢書、以下陽明)長承三年(一一三四)

正月一日条

一日「辛亥」朝間天陰小雨、今日万歳之始。後聞、依雨無所々拝礼、又無小朝拝。節会入夜始、内弁右大臣「有仁」：日食は〇・一九と少分であり、雨のため所々拝礼なしとある。宣明曆法でも一五分の〇(一分の $\frac{42}{506}$ )である。予報は出ていなかったのだろう。

○116『兵範記』(増補史料大成、以下大成)仁安三年(一一六八)三月一日条

一日癸亥 御厨子所番衆差御燈御ト、藏人取之安曆御座、御厨子如常、自今日神事如例、不供魚味。

朝廷に日食廢務の形跡がない。食分〇・一一で日帶食である。宣明曆法によればこの日に日食はない。予報はなかつたのであろう。

○117『兵範記』(陽明)嘉慶元年(一一六九)八月一日条

一日甲申、天晴。日蝕大分十五分之八、虧初巳一刻、「廿七分□□□」加時巳(後欠)

この日食が『兵範記』断簡に記録されている事は、既に今江広道氏が指摘している。<sup>(12)</sup>曆道の計算は食分一五分の八(〇・五三)、宣明曆法では一五分の七(〇・四七)強、本稿の計算では〇・六二である。

この時期の『紀略』は、94に若干の問題があるものの、他の食分の大きい日食は逸していない。95(〇・七二)・96(〇・九)が確認できないのは、現行本が該当箇所を大きく欠失しているため

である。また98・99・101・103は日食予報が出ていなかつたため、97・100も少分なので恐らく同じ理由で、掲載されていないものと思われる。従つて本来の『紀略』は誤脱はあつたにせよ、日食予報の記録を大体網羅していたと考えられる。一方『世纪』は記録に見えない日食が発生した個所の記事を全て欠失しているが、残っている部分で他の史料に見えて『世纪』にない日食は、記録の間違いである久安元年(一一四五)<sup>(13)</sup>四月一日・仁平三年(一一五三)正月一日日食だけである。従つて『世纪』も日食記事に関して、網羅的であつたと言えよう。

もつとも承久三年(一二二一)頃成立の『禁秘抄』(増訂故実叢書)では、次の様になつてゐる。

## 日月蝕

主上当日月曜之時御慎殊重「日五、十四、廿三、卅二、四十一、五十、己上可慎。月八、十七、廿六、卅五、四十四、五十三、同上」不然年非輕天子殊不当其光、雖蝕以前以後不当其夜光。日月惟同以席裏廻御殿、如供御、不当其光。日蝕未明前月蝕未暮前「月不出前」、人々可參籠。御持僧或他僧奉仕御修法。其上於御殿有御讀經。近代多藥師經也。不可說凡僧等參上。古可然僧參。又不限藥師經、或法華經「永長比御讀經被行兼日」、大般若經常事也。上卿一人着孫廻行之。有出居堂童子、引廻席之上内引軟障、外席所衆引之。内藏人引之。近代或有無何御遊、昔不然。嘉保或記日蝕止音奏。雨下称音奏。又曰、凡日月蝕月内、猶不聞食音樂「在宇治左大臣記」。又止行幸警蹕。近代無

此儀、可尋。雨下時、結願御讀經、撤廻席。但不上御簾、惣殊可有御慎事也。

日食を忌む理由はもともと重大な天変を、天皇以下朝廷全体が慎む点にあつたはずである。ところが本書では天皇が日食光を浴びる事が不吉だからと見る。ここから日食時の作法自体が朝廷全体が政務を停止する廢務から、天皇のみが慎む廢朝に変わった可能性も提起されている(廢務と廢朝の区別は同書「廢朝」を参照)。こうした日食觀は黒田日出男氏が指摘するように、『小右記』長元二年(一一二九)八月一日条に日食時に御簾を下ろすか否かが問題になつてゐるので、この頃から段々強まっていったのだろう。そして日食時の読經が頻出する一一世紀末から一二世紀前半にかけて確立すると考えられる。この結果院政期になると日食予報に異論が出た場合、当日に日食の有無を確認の上、節会を行うかどうかを決定するようになる。天皇やそれに準ずる人々さえ日食光に当たらねば他の政府機関は活動が可能だからこそ、節会の準備もできるのであろう。ただし『玉葉』(名著刊行会)建久九年(一一九八)正月一日条には「康治之蝕、算博士行康奏不可現之由、仍不被候廢務、果以無蝕、被行節会了」とあり、『注定付之事』は弘安一〇年(一二八七)一〇月一日日食に際して「廢務」の言葉を使つてゐる。従つて日食廢務が明確に廢朝に変わつたとは言えない。何れにせよ『禁秘抄』でも当日に公卿等は參籠し、天皇は蝕前後の日光にも当たる事ができなかつた。さらに前稿でも述べたように日食は予報時刻よりかなり遅

れて実現する場合も多いため、特に異論が出た時以外は当日に通常の行事を遂行するのは困難である。

## 2 鎌倉時代

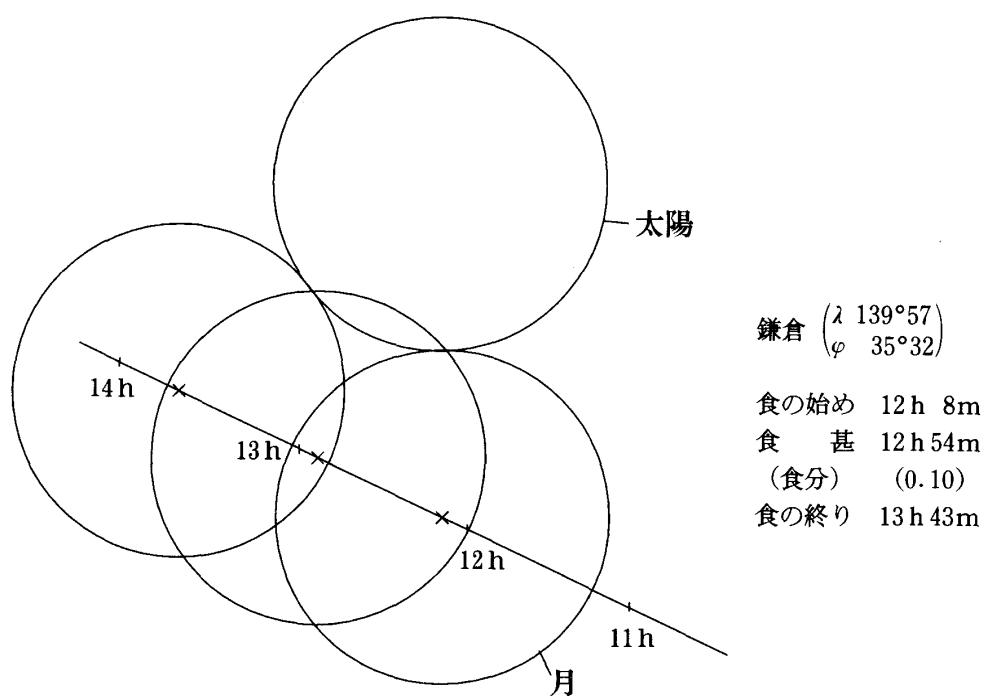
武家政権成立後、朝廷の諸行事も徐々に変質を遂げる事になる。しかし前節で見た通り日食光を天皇は忌避した。それだけではなく鎌倉将軍も天皇になり、日食を嚴重に忌避する。従って鎌倉時代は朝廷・幕府とも日食を重大な天変としていた。<sup>(16)</sup> この段階は鎌倉の状況をも併せて見ていく。また鎌倉時代末期の一四世紀になると、いわゆる三島暦が登場し鎌倉をはじめ東国各地で独自の暦算が始まる。<sup>(17)</sup> よって京一鎌倉間で日食予報に関しても違いが顕在化すると考えられる。また中世後期になると南都では賀茂氏の一流である幸徳井家が独自に南都暦を作っていた。ただし幸徳井友幸が移住するのは一五世紀であり、それまでの畿内の日食予報は基本的に京暦と同一であろう。

○119『玉葉』(『大日本史料』四一二、以下『史料』) 文治四年

(一八八) 二月一日条

二月一日丁卯、此日大原野祭也。依乘尻等懈怠、及晚発遣、陪膳文章博士光輔朝臣、<sup>…</sup>同発遣之「<sup>…</sup>」女房依月障自川原立也  
「<sup>…</sup>」。今日糸糞也「<sup>…</sup>」。<sup>…</sup>

京都では○・○五と極めて少分の日食である上、大原野祭が行われている。宣明暦法でもわずかに一五分の一(○・〇六六<sup>…</sup>)である。



る。予報は出ていなかつたのだろう。なお図1は鎌倉における日食の状況である。

(図1) 119文治4年2月1日  
(1188 II 29)

日 食 表 (119~130)

凡例	番	年号	年	月	日	干支	西暦	月	日	食始	食甚	食分	食終	備 考
○	119	文治	4	2	1	丁卯	1188	2	29	1156	1227	0.05	1254	京都／『玉葉』に当日記事あり
×		文治	4	2	1	丁卯	1188	2	29	1208	1254	0.1	1343	鎌倉／図1
○	120	正治	2	11	1	癸丑	1200	12	8	1150	1206	0.02	1222	京都／『明月記』に当日記事あり
△		正治	2	11	1	癸丑	1200	12	8	1204	1228	0.04	1253	鎌倉／『吾妻鏡』に当日記事あり
○	121	建仁	2	5	1	甲辰	1202	5	23	1250	1332	0.15	1412	京都／『明月記』に当日記事あり
×		建仁	2	5	1	甲辰	1202	5	23	1312	1353	0.15	1433	鎌倉
○	122	承元	4	6	1	丁巳	1210	6	23					京都では日食なし／『猪限』に当日記事あり
×		承元	4	6	1	丁巳	1210	6	23	643	652	0.01	700	鎌倉
△*	123	天福	1	9	1	壬寅	1233	10	5	1405	1443	0.15	1520	京都／『洞院』に当日記事あり
×*		天福	1	9	1	壬寅	1233	10	5	1422	1502	0.17	1540	鎌倉
○	124	正応	2	3	1	庚辰	1289	3	23	958	1052	0.25	1148	京都／『勘仲記』に当日記事あり
×		正応	2	3	1	庚辰	1289	3	23	1017	1115	0.29	1215	鎌倉
×	125	正応	5	12	1	戊子	1293	1	9	1503	1531	0.04	1558	京都
×		正応	5	12	1	戊子	1293	1	9	1515	1551	0.08	1624	鎌倉
×	126	徳治	1	3	1	辛未	1306	4	14				609	日出520, 日出時食分0.60、京都
×		徳治	1	3	1	辛未	1306	4	14		530	0.6	625	日出520, 日出時食分0.56、鎌倉
○*	127	元亨	3	11	1	己丑	1323	11	29	734	758	0.07	823	京都／『花園天皇日記』に当日記事あり
×*		元亨	3	11	1	己丑	1323	11	29	745	817	0.12	851	鎌倉
○○	128	嘉曆	2	9	1	丙申	1327	9	16	1250	1323	0.07	1356	京都／『注定付之事』に日食記事あり
×		嘉曆	2	9	1	丙申	1327	9	16	1302	1344	0.12	1425	鎌倉
×	129	元徳	1	7	1	丙辰	1329	7	27	818	919	0.48	1025	京都
×		元徳	1	7	1	丙辰	1329	7	27	838	941	0.48	1048	鎌倉
×	130	正慶	1	11	1	丁卯	1332	11	19				701	日出647, 日出時食分0.23、京都
×		正慶	1	11	1	丁卯	1332	11	19				717	日出648, 日出時食分0.45、鎌倉

○120『明月記』(国書刊行会) 正治二年(一一〇〇) 一一月一日条

一日、天晴、今日昨日事不発、只咳病猶以無術之上、心神窮屈

無為方、仍申此由、深以篤居、(欠文)、内舎人平実次「大皇大

后当年二分代」、少監物藤成光「父盛光改右馬允、進物用途二  
千疋」、刑部大輔藤家方、左京進大江忠久「初斎宮功」、諸陵允

清原季長「寮奏」、豊後權守伴信景「初斎宮功」、出羽権介源友

経「女御琮子当年給」、左近少監源盛兼、藏人(以下欠文アリ)、

左兵衛尉平資親「初斎宮功」、藤親実「同」、右兵衛尉大神景賢、

小野能国「御祈用途功」、正治二年十月廿八日、射水輔業「改

肥前介可任越中介」、中原景親「可任修理進」、惟宗基清「可任

左近医師」、僧事、法印院実「七仏薬師造進賞」、權少僧都成実

「殷富門院御堂供養御導師賞讓」、法橋信長「御産御驗者長嚴

賞讓」。

△120『吾妻鏡』(国史大系) 同日条

一日癸丑。晴。相模權守并佐々木左衛門尉定綱等飛脚自京都参  
着。去月廿二日為頭弁公定朝臣奉行。可追討近江国住人柏原弥

三郎之由被宣下。是近年於事背帝命之故也「云々」。

京都に関しては『明月記』同日条に欠文がある。ただし除日関係  
の記事がある上、○・○二と極めて少分の日食なので、予報は出  
いなかつた可能性が高い。宣明暦法でもわずか一五分の○(一分の  
348 506)である。

鎌倉についての『吾妻鏡』同日条の記事では、予報がなかつたの  
か編纂あるいは転写の過程での誤脱なのかはよく分からぬ。しか  
し宣明暦食分および鎌倉での実際の食分○・○四からみても、予報  
がなかつた可能性は高い。

○121『明月記』(冷泉家時雨亭叢書) 建仁二年(一一〇一) 五月一日条

一日 天晴、静已講來談、明日御幸鳥羽、大略可及秋「云々」。

日食記事はなく、○・一五と少分であり、宣明暦法でも一五分の  
○(一分の84 506)である。予報がなかつた可能性が高い。

○122『猪隈闕白記』(古記録) 承元四年(一一〇)六月一日条

一日丁巳 天晴 参禪門。

簡略だが日食記事はない。また122に関連しては『大乘院具注曆  
日記』(東京大学史料編纂所蔵影写本)もある。日食の場合に同  
記には、主として朱注で日食の事と食分・時刻が記入されて  
いる。たとえば同じ承元四年一二月一日条には例外的に黒字ながら「日蝕

十五分之十半逸、虧初卯一刻、復末辰四刻」と見える。しかしながら

承元四年六月一日には「月次神今食以前内御拝事」の注はあるが、  
日食注はない。日食予報は出でいなかつたのだろう。なお京都では

日食は起こつていなが、宣明暦では食分一五分の五(○・三三)  
程である。

△123『洞院撰政記』(史料編纂所レクチグラフ) 天福元年(一  
二三三) 九月一日条

一日壬寅 雨降。

非常に簡略である上、抹消したような墨線があり予報の有無は判断しがたい。ただし食分〇・一五と小さく、宣明暦では日食はおこらない。予報はなかつた可能性がきわめて高いが留保した。

○124『勘仲記』(大成) 正応二年(一二八九)三月一日条

一日庚辰、晴、参殿下、内覽条々文書、依評定欲有御院參之程也、御出之後退出参院、有御燈御拝、御拝了入御、有評定執柄、中院前大納言、民部卿：

朝廷に廢務の形跡がない。〇・二五と比較的少分であり、宣明暦法では一五分の一(〇・〇七)である。予報はなかつたのであろう。

○127『花園天皇日記』(纂集) 元享三年(一二一三)一一月一日条

一日「己丑」晴、卯剋之棧敷眺望、相続両院入御、及天明一献、又供御膳、巳剋帰洛、入夜謁超侍者、法談、丑終之安樂光院、女院又同、是為辞大白方也、鐘鳴後、帰寝、

花園上皇の日記であるが原本でもあり、当日の文面から見て恐らく予報は出ていなかつたと思われる。食分は〇・〇七と少分で、宣明暦法では日食が起こらない。

○128『注定付之事』求虧初復末事 嘉暦二年(一二一七)

嘉暦二年丁卯九月朔草如此。面之長者以下致沙汰歟。但一分蝕不奏。雖然為猶口也「一字不知之」。

暦道は日食である事を知りながら、一分食(食分一五分の一=〇

・〇六六・)の少分のため予報をしなかつた事が分かり、江戸時代になると食分〇・三以下は予報しない慣習があつたようである。本稿の計算でも〇・〇七で、宣明暦法では一五分の〇(一分の $\frac{357}{506}$ )である。

なお鎌倉幕府の歴史書である『吾妻鏡』は、治承四年(一一八〇)四月九日から文永三年(一二六六)七月一〇日までの記録である。記録になくこの間鎌倉で発生した日食は全て少分であり、全般的に言えば予報されず発見もされなかつたものである可能性が高い。

### 3 南北朝時代

南北朝時代以降は京都が戦場になる事も多く、日食忌避が忠実に実行できたのか問題がある。ただし次の室町時代になっても日食時の御所包みは行われてるので、平時にはそのための日食予報が出されていたとみて間違いない。また南朝では次のように前内大臣北畠顕統が暦算を習っており、暦算に対する関心の高さがわかる。

『新葉和歌集』(岩波文庫)一一三六番

暦術などならひつたへ侍りける時、見行草の第四段の進退といふ所にて、読み侍りける

前内大臣顕

年浪のすすみしりぞく事もあらじながらる月日みちしかへばば 従つて南朝でも日食予報が出され、南朝行宮の御所包みが行われた可能性が十分ある。そこで南朝行宮での蝕状況をも計算したが、京都とほとんど差はなかつた。また南朝方日食記録も見出す事がで

日食表(131~136)

凡例	番	年号	年	月	日	干支	西暦	月	日	食始	食甚	食分	食終	備考
×	131	延元	1	8	1	甲戌	1336	9	6	840	959	0.99	1123	
○	132	貞和	3	1	1	甲辰	1347	2	11	1345	1504	0.37	1616	京都／『園太曆』に当日記事あり、図2
×		正平	2	1	1	甲辰	1347	2	11	1343	1505	0.36	1616	吉野／図3
×	133	文和	3	3	1	癸亥	1354	3	25	1812				日没1822、日没時食分0.13、京都
×		正平	9	3	1	癸亥	1354	3	25	1812				日没1821、日没時食分0.13、賀名生／図4
◎	134	応安	2	5	1	甲午	1369	6	5	1143	1320	0.89	1451	京都／具注曆
×		正平	24	5	1	甲午	1369	6	5	1142	1319	0.9	1450	河内金剛寺／図5
◎	135	応安	6	3	1	癸卯	1373	3	25	647	750	0.46	858	京都／『後深心院』に日食記事あり
×		文中	2	3	1	癸卯	1373	3	25	648	748	0.43	857	河内金剛寺／図6
×	136	至徳	3	12	1	癸未	1386	12	22	759	834	0.12	909	京都／図7
×		元中	3	12	1	癸未	1386	12	22	758	834	0.13	909	吉野／図8

きなかつたので、南朝行宮での日食状況の図を載せる事とする。

○132 「園太曆」(纂集) 目録・貞和三年(正平二年、一三四七)

### 正月一日条

一日院吉書事、

院御薬事「巨、二献之後散砂事」、

院拝礼事、

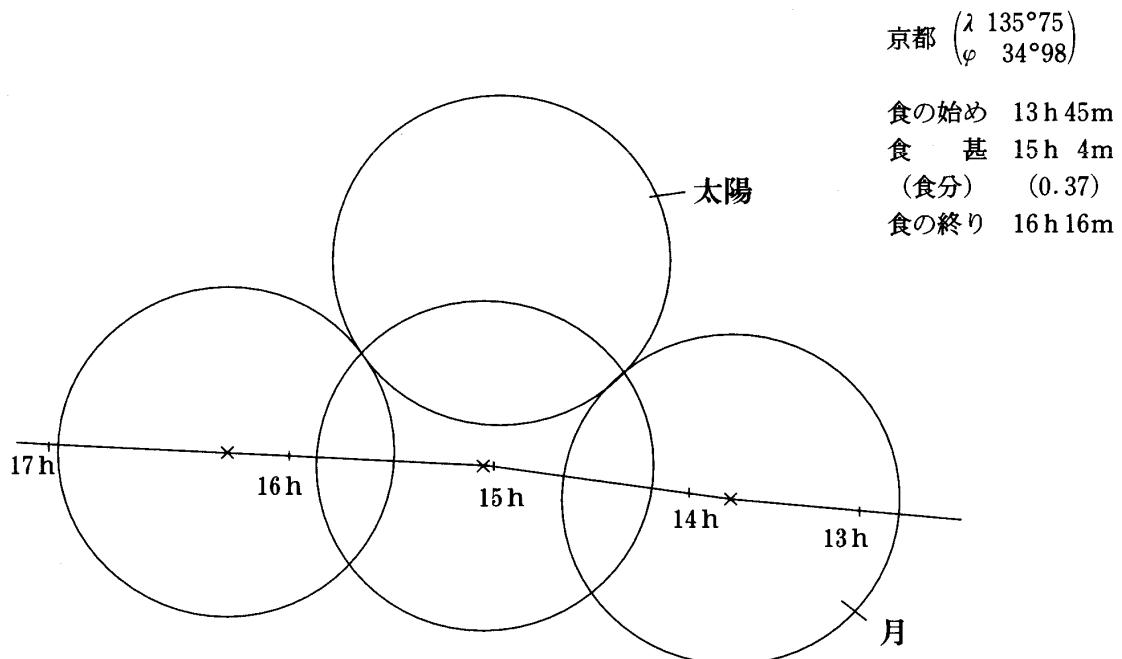
内府雨儀拝礼并小朝拝事尋事、

雨儀内弁著靴在所事、

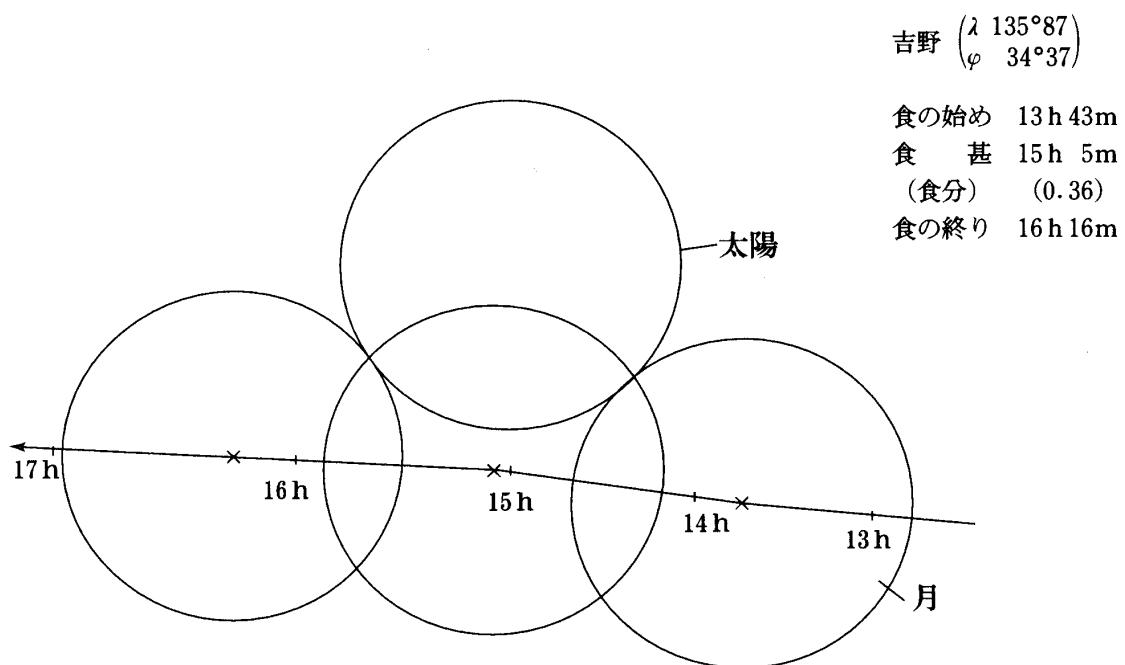
宣命拝所事

『園太曆』本文を見ても、通常の元日行事が行われている。食分〇・三七で少分とはいえないが、宣明曆法ではわずか一五分の〇(一)<sup>23</sup> 分の  $\frac{14}{506}$  である。日食予報は出されていなかつたと思われる(図2)。

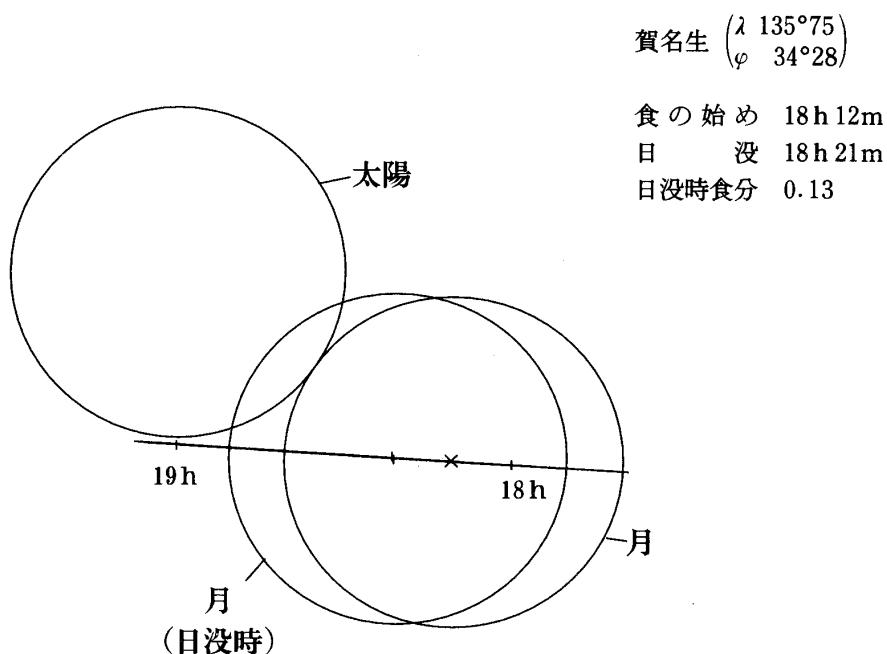
◎134については内田正男氏、渡辺敏夫氏が応安二年(正平二年、一三六九)具注曆(五月一日)に日食予報がある事を指摘している。宣明曆法では一五分の一(〇・八)強であり、実際の食分も〇・八九と大きい。ただし筆者らはこの具注曆を実見していない。  
 ◎135も同様に渡辺氏が、応安六年(文中二年、一三七三)具注曆すなわち『後深心院閑白記』(陽明)三月一日条に「日蝕十五分之十二「半弱」虧初卯刻一刻二分、加時辰初刻十分、復未辰七刻卅六分」という日食注がある事を指摘している。宣明曆法での復元計算も一五分の一(〇・八)強であり、実際の食分は〇・四六であつた。



(図2) 132貞和3年正月1日  
 (1347 II 11)



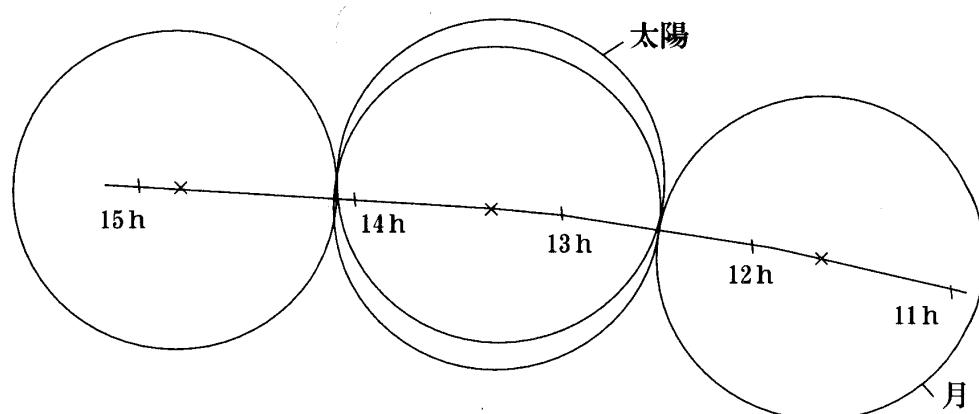
(図3) 132正平2年正月1日  
 (1347 II 11)



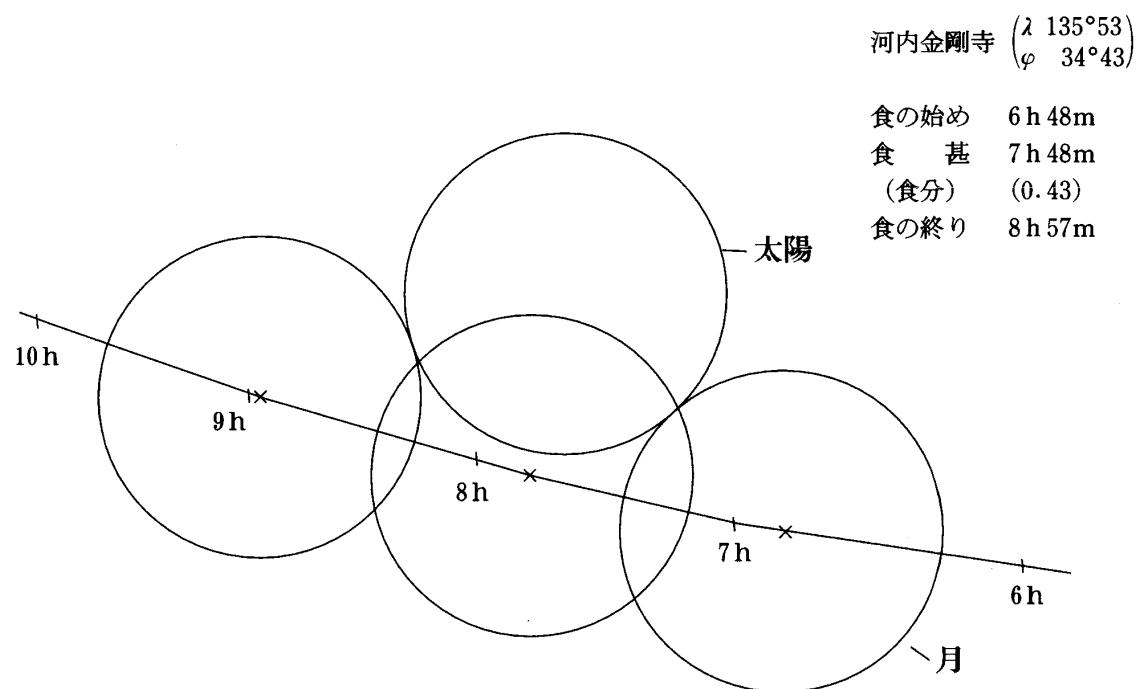
(図4) 133正平9年3月1日  
(1354 III 25)

河内金剛寺  $(\lambda 135^\circ 53, \varphi 34^\circ 43)$

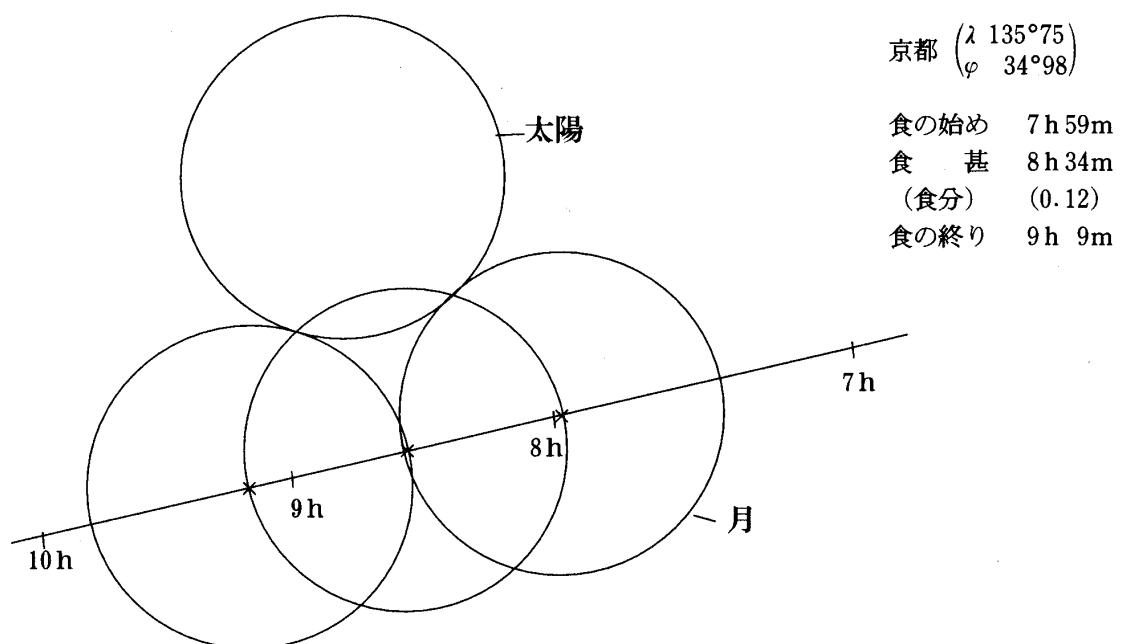
食の始め 11 h 42m  
食甚 13 h 19m  
(食分) (0.90)  
食の終り 14 h 50m



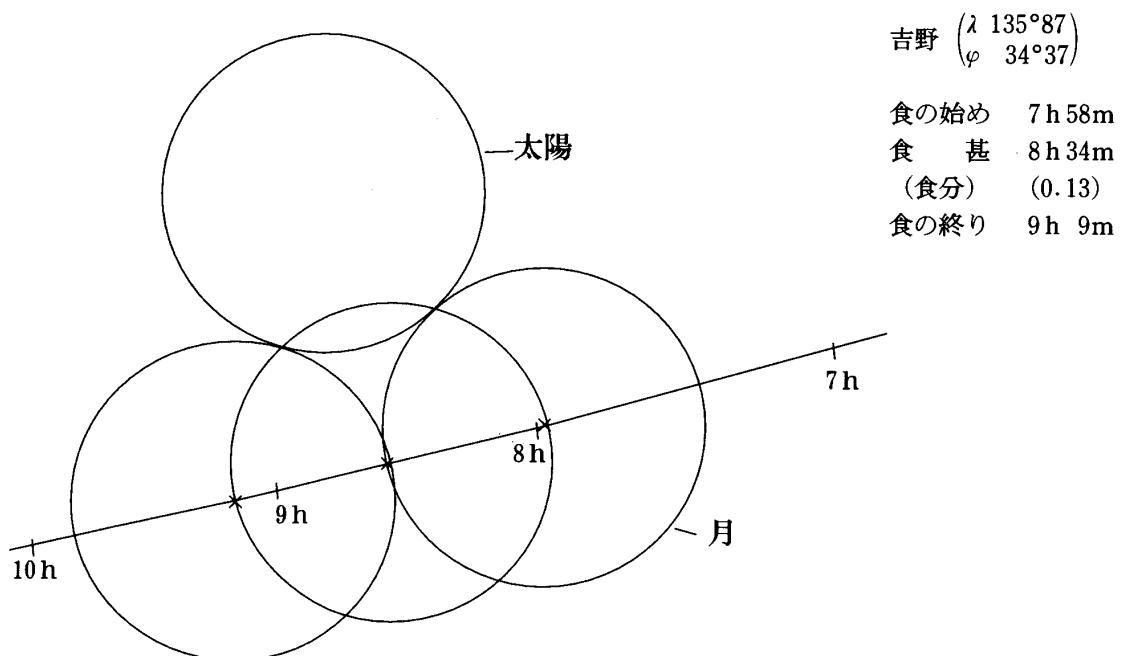
(図5) 134正平24年5月1日  
(1369 VI 5)



(図6) 135文中2年3月1日  
 (1373 III 25)



(図7) 136至徳3年12月1日  
 (1386 XII 22)



(図8) 136元中3年12月1日  
(1386 XII 22)

#### 4 室町時代

室町時代になると天皇ばかりではなく、室町將軍の御所も包まれた。<sup>25</sup> 従つて当日の天皇・將軍周辺に関する記事を見れば、日食予報の有無もおおよそ予想がつくだろう。

△137 『教言卿記』(『史料』七一九) 応永一五年(一四〇八) 四

月一日条

四月一日「晴、己卯」

一、教豊、若公□□被召、参仕也、同教高被召也、

一、若公御方御楽、倉部折節参仕之間、被召加之、尊楊丸、藤

寿丸、定秋等、御楽ハ平調、盤渉調、壱越調等也、

当日条は日食に言及していない。○・○六とごく少分であり、宣明曆法でも一五分の○ $(\frac{31}{506})$  である。保留はしたが予報は出でいなかつた可能性が高い。若公は足利義嗣である。

○139 『康富記』(大成) 文安五年(一四四八)二月一日条

一日丁巳 晚雨下、午刻許除目入眼儀終、人々退出、局務被帰也、須臾之後參左大臣殿、懸御目、退出之後、詣局務文第、為助筆也、大間之面無殊儀、聞書之時、隼人少佑少之字、聞書二字有之、聞書二ハ被除之、如些可載之由有談合、被改小折紙之次第者也、前局務入道「性存」、前局務「師鄉朝臣」、掃部頭「師幸」、主殿頭「晴富」等參会、布護同參之、幕浪有之、入夜退出了、

日 食 表 (137~139)

凡例	番	年号	年	月	日	干支	西暦	月	日	食始	食甚	食分	食終	備 考
△	137	応永	15	4	1	己卯	1408	4	26	1712	1735	0.06	1756	『教言卿記』に当日記事あり
×	138	正長	1	93	1	癸丑	1428	4	15		530	0.59	629	日出517, 日出時食分0.54
○	139	文安	5	2	1	丁巳	1448	3	5	1556	1626	0.12	1655	『康富記』に当日記事あり

是日釈奠延引、御教書雖未給、延引之由、頭左大弁被示送之、  
祈年祭御訪且百疋、自町口判官員広許來、

『康富記』同日条には除目を行った事が見えるので、日食予報は出  
ていなかつたと思われる。食分は〇・一二と少分である。宣明暦法  
では一五分の四（〇・二七）である。

## 5 戦国時代

戦国時代は朝廷の衰微が甚だしく、室町將軍もしばしば流浪を余  
儀なくされた。しかし戦国時代でも『御湯殿上日記』では、しばし  
ば日食による御所包みが行われている。従つて日記の内容によつて  
は、日食予報が出ていなかつたと判断できるのである。

○140 『十輪院内府記』(纂集) 文明一七年(一四八五)八月一日条

一日、陰雲如昨日、八朔之儀、禁裏象水入、杉原十帖也…

この日食について『史料』八一七は、江戸時代に安藤有益が宣  
明暦法で過去の日食を推算した『本朝統暦』により日食とするが、  
右掲他の同時代史料によればこの日は八朔が行われているので予報  
は出ていなかつたと考えられる。本稿の計算で食分は〇・一四と少  
分、内田氏による宣明暦法の計算では食分一五分の一〇（〇・六七）  
である。

○141 『宣胤卿記』(大成) 永正三年(一五〇六)一二月一日条

一日乙亥、天晴、晚陰、旬沐湯祓遙拝如例、早旦頭弁来、御番

日食表(140~145)

凡例	番	年号	年	月	日	干支	西暦	月	日	食始	食甚	食分	食終	備考
○	140	文明	17	8	1	己卯	1485	9	9	806	848	0.14	931	/『十輪院内府記』等に当日記事あり
○	141	永正	3	12	1	乙亥	1507	1	13	1708				日没1719, 日没時食分0.16 /『宣胤卿記』に当日記事あり
○	142	大永	2	3	1	戊申	1522	3	28				622	日出540, 日出時食分0.68 /『二水記』に当日記事あり
○	143	大永	3	7	1	己巳	1523	8	11	1339	1413	0.12	1444	/『二水記』に当日記事あり
○	144	天文	22	1	1	戊寅	1553	1	14	1702				日没1721, 日没時食分0.31 /『言繼卿記』に当日記事あり
○	145	文禄	2	10	1	辛亥	1593	11	23		700	0.19	742	日出643, 日出時食分0.15 /『言経卿記』等に当日記事あり

帰也、於此第改装束、当番中納言参仕、

『宣胤卿記』同日条は日食については何ら触れていない。食分○・  
一六で日没時の日食なので、恐らく少分あるいは夜日食として予報  
が出ていなかつたのだろう。

○142 『二水記』(古記録) 大永二年(一五二二)三月一日条

一日「戊申」降雨。朝渕於新典侍殿局有相伴、冷泉前中納言振  
舞也。今夜御盃依不具不候。

日食に触れるところがない。夜日食として予報が出ていなかつた  
可能性が高いと思われる。日出時○・六八なので晴天なら発見され  
た可能性もあるが、雨天のため気付かれなかつたのである。

○143 『二水記』 大永三年(一五二三)七月一日条

一日「己巳」晴、入夜参内、御盃之儀如恒「延暦寺六月会有之、  
(欠文)、左少弁尹豊令参内(欠文)」

夜の事ではあるが日食に触れるところがない。○・一二と少分で  
あり、予報は出てなかつたのではなかろうか。

○144 『言繼卿記』(太洋社) 天文二年(一五五三)正月一日条

一日「戊寅、晴、自午時雪降」寅刻於禁裏台所令行水、予、頭  
中将、甘露寺権弁令同道參詣内侍所、予十疋御最花進之、看經  
以後、一献祝如例年有之。四方拝有之、寅下刻、及天明出御、  
辰刻退出了、予四方拝沙汰之、看經、次神樂「笛」少々吹之、  
次懸妙音天、五常樂急、太平樂急笛吹之、次吉書、各青侍共於  
此方朝漁有之、次予盃令飲、大沢左衛門大夫、等也、早瀬德

利出之、当番始之間申刻参内、酉下刻親王御方へ御礼に参、御盆各頂戴、被參之輩一位前大納言、…等也、次同若宮御方へ各御礼申候了、事外御成人也、今夜天酌に被參之輩一位前大納言、…等也、次於台所予、宮内卿一蓋有之、当番一位前大納言、予、阿古丸等也、但阿古丸退出了、

144は『言經卿記』によると元日の行事が行われているので、夜日食として予報は出ていなかつたものと思われる。日没時〇・三一は晴天なら発見される場合もあるが、降雪のためその事はなかつた。

#### 6 安土桃山時代

この時代の武家方の日食処理については詳細は未検討である。ただし『御湯殿上日記』天正一七年（一五八九）正月一日条によれば、日食のため節会が中止となつてゐる。この時期の『天文史料』未収録の日食は次の一個である（便宜上、戦国時代の日食と同一の表に掲載した）。

○145『言經卿記』（古記録）文禄二年（一五九三）一〇月一日条

一日、辛亥、下米時々、  
一、永運所ニテ朝浪有之、双瓶・昆布・スルメ等遣了、  
一、江戸亞相ヘ罷向対顏了、  
一、誓願寺木食楚仙上人死去也云々、  
一、与右衛門尉ヘ罷向、改衣裳了、

一、寿命院へ留守へ鮒十持寵向了、女房衆留守之由有之、  
一、北御方ヨリ可来由兵部卿ヨリ書状有之間、直ニ寵向了…タ  
一、松尾平吉郎ヨリ柿一盆送給了、返状遣了、  
一、御姫御方御乳人百疋・サシ樽・二色等持來ラル、云々、  
一、西御方御滞留了、

一、紺屋彦右衛門尉ヨリ雉二ツ送了云々、  
一、御兒御方診脈了、煎藥七包進了、  
一、アコノ御方診脈了、煎藥六包進了、

145は食分〇・一九と少分で、日の出にかかる日食である。また『言經卿記』には、日食の記事が見られない。なお『時慶卿記』（内閣文庫本）によれば亥子祝があつた。この事は『駒井日記』（改訂史籍集覽）にもみえる。恐らく予報は出ていなかつたのであろう。雨天なので発見される事もなかつた。

#### 三 おわりに

『天文史料』未収録の実現した日食で、京都での予報の有無が判定できないものは、九世紀末から一〇世紀にかけては五個、一一世紀が六個、一二世紀が五個、一三世紀が二個、一四世紀が六個、一五世紀が二個、一六世紀が〇個となる。時代が下るにつれて残存史料数が増えるのでその数が減るのが当然である。これらのうち『日本紀略』に相当する九世紀末～一世紀前半については、当日記事

がないものも含めて大部分は予報が出ていなかつたと推測される。<sup>(26)</sup>

すなわち日食記録の残存率はよいのである。一一世紀に確認できな  
い日食数が増えるのは、網羅的な私撰国史の『紀略』が終了するか  
らである。次に一四世紀に予報の有無不明が増えるのは、鎌倉幕府  
滅亡や南北朝の動乱の影響で史料が湮滅したり、御所包みなどを行  
いえなかつたためだろう。ついで一五世紀以降についてはほとんど  
が、当日記事によつて予報が出ていない事が推測される。一五・一  
六世紀に關して『天文史料』は暦道により予報された日食の大部分  
をカヴァーしていると言える。また『天文史料』刊行後に新たに確  
認された日食の数は一六〇〇年以前で、管見では本稿で提示した五  
個を含めて計一二個となつた(別表)。そのうち実現していないも  
のは五個である。なお宣明暦は一般に日食数を多く予報するが、少  
數ながら実現した少分の日食で予報されない場合もある事を付け加  
えておく。

今回の調査は不十分なもので、史料の見落としなどについて読者  
諸賢のご示教を頂ければ幸いである。

年	月	日	食 分	備 考	
				政事要略	『政事要略』
①延暦	九(七九〇)	一・一	○・○四	暦日操作より	
②貞觀	一五(八七四)	一二・三〇	○・一三	暦日操作より、夜日食	
③寛平	三(八九二)	一・二	不食	暦日操作より	
④寛平	三(八九二)	一二・三〇	不食	『扶桑略記』	
⑤延長	八(九三〇)	一・一	不食	『宣明暦注定付之事』	
⑥永保	三(一〇八三)	九・六	○・二七	『兵範記』	
⑦嘉応	一(一一六九)	九・九	○・六二	『注定付之事』、予報なし	
⑧嘉暦	二(一二三七)	八・八	○・○七	具注暦、夜日食	
⑨嘉暦	三(一二三八)	一・一	不食	具注暦	
⑩応安	二(一三六九)	一・一	○・八九	『後深心院閑白記』	
⑪応安	六(一三七三)	一・一	○・四六	具注暦	
⑫康暦	二(一三八〇)	一・一	不食		

〔注〕

(1)『活水論文集 一般教育・人間関係学科・音楽学部編』四三、二〇〇〇年。

(2)この点は細井浩志「八世紀における朝廷の記録保存と天文異変」(『日本歴史』六二七、一〇〇〇年)、「九世紀における朝廷の記録管理と国史原史料の集積」(『古文書研究』五三、一〇〇一年)を併せて参考されたい。

(3)一九三五年、自費出版。初出で特記していない史料は『天文史料』による。

(4)鈴木「本邦古代の日食について」(『日本天文学会要報』六一四、一九四二年)。なおその後の計算法の進展により、本稿では計算結果が異なるものもある。

- (5) 南朝行宮の変遷は、森茂暁『皇子たちの南北朝』(一九八八年、中公新書)卷末年表によった。南朝後龜山天皇の行宮は賀名生かもしれないがはつきりしないようなので、136は一応吉野で計算した。
- (6) 内田正男「宣明曆日食」(古川麒一郎他編『日本曆日総覽』具注曆篇古代後期～中世後期、一九九二～五年、本の友社)。ただし内田氏の計算は一五〇〇年までである。
- (7) 斎藤国治『古天文学』(一九八九年、恒星社)。
- (8) 吉川真司「律令官司制論」(『日本歴史』五七七、一九九六年)注三四を参照した。
- (9) たとえば『本朝世紀』久安三年(一一四七)一〇月一日条所載太政官奏。なお天慶八年(九四五)七月二八日条によると、所司(中務省であろう)の解文により(外記が?)奏文を作つて少納言にかわり内侍をして奏上せしめた、とある。一方『日本三代実録』(国史大系)元慶元年(八七七)四月一日条には「先是、中務省予奏陰陽寮所言四月朔夜大陽虧之事」とあって、中務省が奏上したかのようである。しかしこれは国史編者による作文の誤りという可能性がある。
- (10) 『日本紀略』に該当する部分については、細井浩志『日本紀略』後篇の史料的構造と『新国史』の編纂過程について』(『史学雑誌』一一一、二〇〇二年)すでに検討を行つてゐる。ただし表の性格上、表中記号の使い方をやや異にしてゐる。
- (11) 大東文化大学東洋研究所編『宣明曆注定付之事の研究』(一九九七年、同研究所)。
- (12) 今江「陽明文庫所蔵『兵範記』断簡所見日食記事とその年次」(『日本歴史』五六四、一九九五年)を参照。
- (13) 以上は細井「古代・中世における暦道の技術水準について」(『史淵』一三二、一九九五年)、細井注(10)論文を参照。
- (14) 橋本万平『日本の時刻制度増補版』(一九八一年第二版二刷、塙選書)第二章。
- (15) 黒田「『もる・つつむ・かくす』(『王の身体王の肖像』)一九九三年、平凡社)。
- (16) 黒田注(15)論文。
- (17) 桃裕行「京曆と三島曆との日の食違いについて」ほか(『暦法の研究』下、一九九〇年、思文閣出版)、福島金治「印信より見た中世東国の暦」(金沢北条氏と称名寺)一九九七年、吉川弘文館)。
- (18) 渡辺敏夫『日本の暦第二版』(雄山閣出版、一九八四年)第一編四章、第二編六章、桃裕行「会津暦」(桃注[17]書)。
- (19) なお一四世紀の事であるが『続史愚抄』(国史大系)文保元年(一一七)正月一日条には日食により小朝拝・節会が延引と見えるが、『大乗院記』には日食注がなく、本文にも日食の形跡がない。また『花園天皇日記』同日条によれば、小朝拝等の延引は花園の顔面腫と関白道平不参のためである(『続史愚抄』にも「或依閑白「道平」不参小朝拝延引云」の割注がある)。従つてこの日に日食がなかつた可能性は高い。
- (20) 同書によると正治二年(一二〇〇)六月一日日食の際も、一分食は奏上しないと暦道が主張していた。また遡つて『左經記』(大成)長元元年(一二〇八)三月一日条には「一日丙申、天晴。日蝕十五分八。是大外記賴隆真人所注送也。此蝕曆家不注申云々。仍諸司不廢務。兼依不存歟云々。曆博士守道公理為夜蝕之中、蝕分不幾、仍不注申云々」とある。内田注(6)によれば、この時の宣明曆法食分は一分の二(〇・一三)強であり、実際の食分〇・五五(時刻は午前六時三五分)であった(渡辺注[21]書による)。暦道が少分かつ夜日食と判断して予報をしなかつたのである。
- (21) 渡辺敏夫『日本・朝鮮・中国一日食月食宝典』(一九七九年、雄山

閣出版) 二八三頁。

(22) 桃裕行「暦について」(『暦法の研究』上、一九九〇年、思文閣出版)。

(23) 内田正男『日本暦日原典』(一九九四年第四版二刷、雄山閣出版)  
暦法編第31表、渡辺注(21)書第7表a。なお渡辺氏と本稿とでは計算方法が少し違うため、食分等に若干の差が生ずる事がある。この日食に関する渡辺氏の計算では食分〇・九一である。

(24) 渡辺注(21)書第7表a。渡辺氏の計算でも食分〇・四六である。

(25) 黒田注(15)論文。

(26) 細井注(10)論文。

(27) 前稿、細井注(10)論文、渡辺注(21)書第7表aを参照。

(付記) 本稿はもともと一九九七年三月の九州史学研究会古代史部会で口頭報告したものである。調査、検討ともやり残しが多いのだが古天文学的データの提供を重視して、その後頂いた貴重なご意見により加筆修正したものを一応活字化する事にした。史料調査に際しては、宮内庁書陵部の小倉慈司氏、東京大学史料編纂所の小宮木代良氏のご高配、ご助言を頂いた。また斎藤国治氏からは古天文学に関する多くの助言を賜った上、日食計算の抜き取り追試をして頂いた。お三方には特に御礼を申し上げたい。なお本稿は二〇〇一年度活水女子大学特別研究費による研究成果の一部である。